



佐賀県公報

平成18年
6月12日
(月曜日)
第12765号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

- 青少年に有害な図書等の指定 (三九七・こども課) 一
 - 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業所の名称及び所在地の変更 (三九八・長寿社会課) 二
 - クリーニング業法の規定に基づくクリーニング師研修及び業務従事者講習の指定 (三九九・生活衛生課) 二
 - ◎佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱の一部改正 (四〇〇・生産者支援課) 三
 - 道路の区域の変更 (四〇一・道路課) 四
 - 道路の供用開始 (四〇二・") 四
 - 道路の区域の変更 (四〇三・") 四
 - 道路の供用開始 (四〇四・") 四
 - 道路の区域の変更 (四〇五・") 五
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証 (県民協働課) 五
 - " () 五
 - 肥料登録の有効期間の更新 (園芸課) 六
 - 土地改良区役員の就任届 (農地整備課) 六
 - 随意契約の相手方等の公示 (税務課) 六

○ 告示

◎佐賀県告示第三百九十七号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十八年六月十二日

佐賀県知事

古川

康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	18-53	ジゲンEX Vol.27 本当にあった浮気話7 / 1増刊 7月号	(株)大洋書房	18124-7 ①-06 7/15	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
”	18-54	漫画 ガチンコ 7月増刊号	若生出版(株)	12812-07 ①- 07/21	
”	18-55	レディース・コミック 微熱 7月号	(株)セブン新社	09663-7	
”	18-56	ザ・ベストMAGAZINE No.266 7月号	KKベストセラーズ	14003-07	
”	18-57	ドキュメント ジャンクション VOL.26 若妻（ヤンツマ）7月号増刊	(株)バウハウス	08842-07 ①2006/7/20	
”	18-58	海賊ナンバーワン 7月号	(株)竹書房	02461-7	
”	18-59	That's DAN 2006 Vol.82	(株)バウハウス	04117-07	
”	18-60	特撰 三十路妻 7月号	(株)笠倉出版社	16781-7	
”	18-61	ガチンコ No.35 7月号	若生出版(株)	12811-07	
”	18-62	別冊ZUBA! 本気ヤバッ! 人妻のHな話満載号 Vol.21 ZUBA! 7月号増刊	インフォレスト(株)	15530-07 ①7.14	
”	18-63	話王 第84号 7月号	(株)ぶんか社	19819-7	
”	18-64	別冊 本当にあったHな話 7月号	(株)ぶんか社	18135-7	
”	18-65	これが本当!人妻のH話 もっとすごい本当のH話コレクション7月号増刊	(株)バウハウス	18764-07 ①2006年7月20日	
”	18-66	もっとすごい本当の出会いのH話 Vol.33 増刊Dr.ピカソ7月号	(株)バウハウス	06636-07 L2006/7/15	

●佐賀県告示第三百九十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条及び第一百五十五条の五の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から次のとおり事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成十八年六月十二日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名称		所在地	変更年月日
	旧	新		
訪問看護及び介護 予防訪問看護	まつうら訪問看護ステーション	おおかわの訪問看護ステーション	伊万里市大川町大川野 字片竹三一四三番地一 伊万里市松浦町山形四 八一二番地一	平成一八・ 六・一

●佐賀県告示第三百九十九号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二及び第八条の三の規定によるクリーニング師に対する研修及びクリーニング業務従事者に対する講習を次のとおり指定する。

平成十八年六月十二日

佐賀県知事 古川 康

一 主催者の名称及び代表者の氏名並びに所在地

(一) 名称及び代表者の氏名

財団法人全国生活衛生営業指導センター

理事長 山下眞臣

(二) 所在地

東京都港区新橋六丁目八番二号

二 研修及び講習を運営し、受講申込みの窓口となる団体の名称及び代表者の氏名並びに所在地

(一) 名称及び代表者の氏名

財団法人佐賀県生活衛生営業指導センター

理事長 馬場勇

(二) 所在地

佐賀市白山一丁目二番十三号 諸永ビル三階

三 研修及び講習の科目及び時間

(一) クリーニング師研修

講習科目	研修時間	
	初回者時間数	継続者時間数
衛生法規及び公衆衛生	一時間	三〇分
洗濯物の受取、保管及び引渡し	一時間	三〇分
洗濯物の処理	一時間	一時間
繊維及び繊維製品	一時間	一時間
レポート	あり	あり
計	四時間	三時間

(二) 業務従事者講習

講習科目	講習時間	
	初回者時間数	継続者時間数
衛生法規及び公衆衛生	一時間	三〇分
洗濯物の受取、保管及び引渡し	一時間	三〇分
洗濯物の処理	一時間	一時間
繊維及び繊維製品	一時間	一時間
レポート	あり	あり
計	四時間	三時間

四 研修及び講習の開催日、会場の名称及び所在地

(一) クリーニング師研修

研修日	会場の名称	所在地
平成一八年八月六日	佐賀県勤労者福祉会館	佐賀市神野東二丁目六番一〇号

(二) 業務従事者講習

研修日	会場の名称	所在地
平成一八年七月二三日	佐賀県勤労者福祉会館	佐賀市神野東二丁目六番一〇号
平成一八年八月二〇日	武雄市文化会館	武雄市武雄町大字武雄五五三八

五 受講料

(一) クリーニング師研修

一人につき五千円

(二) 業務従事者講習

一人につき四千五百円

●佐賀県告示第四百号

佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱(昭和五十三年佐賀県告示第六百十号)の一部を次のように改正する。

平成十八年六月十二日

佐賀県知事 古川 康

別表の二の項中「年一・〇五%」を「年一・一〇%」に、「年〇・八五%」を「年〇・九〇%」に改め、同表の三の項、四の項、七の項及び八の項中「年〇・四五%」を「年〇・四〇%」に改める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十八年五月二十四日以後に知事が利子補給することを適当と認めた漁業近代化資金に係る利子補給金から適用する。

2 平成十八年五月二十三日以前に知事が利子補給することを適当と認めた漁業近代化資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

◎佐賀県告示第四百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年六月十二日から平成十八年七月十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年六月十二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員 メートル	延長 メートル
	前	後			
県道 武雄多久線	多久市多久町四二三七番五地先から	多久市多久町四二三七番五地先まで	後	三四・〇	一一五・五
	多久市多久町三八六四番一地先から	多久市多久町四二三七番五地先まで	後	一二・〇	
	多久市多久町三八六四番一地先から	多久市多久町四二三七番五地先まで	後	一七・五	
県道 川上牛津線	小城市牛津町乙柳字立籠三角六七八番一地先から	小城市牛津町乙柳字下籠五角一〇二八番一地先まで	後	二二・〇	二八〇・〇
	小城市牛津町乙柳字立籠三角六七八番一地先から	小城市牛津町乙柳字下籠五角一〇二八番一地先まで	後	一二・二	
県道 川上牛津線	小城市牛津町乙柳字立籠三角六七八番一地先から	小城市牛津町乙柳字下籠五角一〇二八番一地先まで	前	一七・五	一〇八・一
	小城市牛津町乙柳字下籠五角一〇二八番一地先まで	小城市牛津町乙柳字下籠五角一〇二八番一地先まで	前	一五・四	

◎佐賀県告示第四百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年六月十二日から平成十八年七月十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年六月十二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 武雄多久線	多久市多久町四二三七番五地先から 多久市多久町三八六四番一地先まで	平成一八・六・一二

◎佐賀県告示第四百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年六月十二日から平成十八年七月十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年六月十二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員 メートル	延長 メートル
	前	後			
県道 川上牛津線	小城市牛津町乙柳字立籠三角六七八番一地先から	小城市牛津町乙柳字下籠五角一〇二八番一地先まで	後	二二・〇	二八〇・〇
	小城市牛津町乙柳字立籠三角六七八番一地先から	小城市牛津町乙柳字下籠五角一〇二八番一地先まで	後	一二・二	
県道 川上牛津線	小城市牛津町乙柳字立籠三角六七八番一地先から	小城市牛津町乙柳字下籠五角一〇二八番一地先まで	前	一七・〇	二八五・〇
	小城市牛津町乙柳字下籠五角一〇二八番一地先まで	小城市牛津町乙柳字下籠五角一〇二八番一地先まで	前	五・〇	

◎佐賀県告示第四百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年六月十二日から平成十八年七月十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

る。

平成十八年六月十二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 川上牛津線	小城市牛津町乙柳字立籠三角六七八番一地从先から 小城市牛津町乙柳字下籠五角一〇二八番一地从先まで	平成一八・六・一一

●佐賀県告示第四百五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年六月十二日から平成十八年七月十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年六月十二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		
	区間	変更前後の幅員	延長
県道 牛津停車場線	小城市牛津町柿樋瀬字江六角一 一三五番一四地先から 小城市牛津町柿樋瀬字江六角一 一一二番三地从先まで	二六・四 、 一一・一	二二六・〇
	小城市牛津町柿樋瀬字江六角一 一三五番一四地先から 小城市牛津町柿樋瀬字江六角一 一一二番三地从先まで	一八・二 、 五・一	二八三・六
	小城市牛津町柿樋瀬字江六角一 一三五番一四地先から 小城市牛津町柿樋瀬字江六角一 一一二番三地从先まで	七・六 、 五・一	二八一・三

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年7月18日までさが元氣ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年6月12日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあった年月日
平成18年5月18日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人からつポニースクール

- (2) 代表者の氏名 稲葉 継雄

- (3) 主たる事務所の所在地

佐賀県唐津市唐房一丁目4658番地2

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、広く市民、特に青少年に対して、ポニー（馬）を活用した教育的・福祉的・医療的活動等に関する事業を行い、肉体的・精神的にいきいきとした日常生活をおくり、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年7月24日までさが元氣ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年6月12日

佐賀県知事 古 川 康

1 申請のあった年月日

平成18年5月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人NPOサンガム

(2) 代表者の氏名 木下 雅義

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県多久市多久町2189番地7

(4) 定款に記載された目的

この法人は、在宅で介護が必要な高齢者その他支援を必要とする地域住民に対して、地域との交流や地域住民等がボランティアに参画しやすい環境づくり及び介護保険並びに宅老所に係る事業を行い、できるだけ長く家庭(地域)での生活が維持されるように又地域共生プランへの参画及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成18年6月12日

佐賀県知事 古 川 康

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他の規格		有効期限
				生産業者 氏名又は 名称	住所	
佐賀県肥 第681号	混合有 機質肥 料	5-8混合 有機質肥料	窒素全量 5.0% りん酸全量 8.0%	理研農産 化工株式 会社	佐賀市大 財北町2 番1号	平成21年 6月4日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、国見土地

改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

平成18年6月12日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏名	住所	就任年月日
監事	前田 福一	伊万里市二里町中里甲120番地の2	平成18年4月7日

次のとおり随意契約の相手方等について公告します。

平成18年6月12日

収支等命令者

佐賀県経営支援本部税務課長 松 尾 龍 司

1 特定役務の名称及び数量

平成18年度税総合情報システム維持管理業務委託 一式

2 契約の相手方を決定した手続

随意契約

3 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号の規定による。

4 契約の相手方を決定した日

平成18年4月1日

5 契約者の氏名及び住所

(1) 氏名 富士通株式会社 佐賀支店長 桐明建王

(2) 住所 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目5番10号

6 契約金額 64,260,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 佐賀県経営支援本部税務課

(2) 所在地 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十八年六月十二日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷

